

定額保守サービスご利用規約

第1条（ご利用規約の適用）

株式会社NTT e-Drone Technology（以下「当社」といいます）は、定額保守サービスご利用規約（以下「本規約」という）に基づき「定額保守サービス」（以下「本サービス」という）を提供するものとする。本サービスの利用者（以下「利用者」という）は、本規約を確認・承認のうえ本サービスの利用申込を行うものとする。

第2条（サービス概要）

当社は、利用者が申込後にシリアル登録した製品（以下「補償対象製品」という）が利用者の過失（故意・重過失に拠る場合を除く）によって発生した誤操作または障害物への接触による墜落事故（以下「事故」という）に伴い、補償対象製品の修理が必要になった場合に、次の（1）～（3）の補償（以下「補償」という）を提供する。

（1）補償対象製品の代替製品無償貸出

- ①利用者より補償対象製品の代替製品を貸し出し依頼された場合、当社は代替製品を無償で貸出することとする。なお、利用者の業務や損害については補償の対象外とする。
- ②代替製品の貸出期間は最大で12営業日（営業日とは、土日祝日及び12月28日から翌年1月3日までの日を除く日をいい、以下同様とする）とする。貸出期間とは、当社から代替製品発送の通知を受けた発送日（予定日含む）より起算して、利用者が返却発送日までをいう。
- ③貸出期間（上記②）において補償対象製品の修理等が終了せず、利用者の業務に支障がある場合において、両当事者合意の上貸出期間の延長をできるものとする。なお、貸出の延長については当社指定の様式にて返却日を提示して当社へ依頼することとする。
- ④代替製品の送料は、貸出時と返却時費用は当社が負担とする（当社が関与しない送料は除く）。
- ⑤本サービスにより提供される代替製品は、当社の判断により当社が動作確認をした良品または新品とする。
- ⑥当社が本サービス提供時に補償対象商品と同一の機器の製造終了またはその他の理由により同一製品の交換機を準備できない場合、当社は、当社の判断により、後継製品、同等以上の機能を有する製品または利用者が認めた製品のいずれかを代替製品として貸し出す。なお、当社は利用者に事前通知するものとする。
- ⑦当社が代替製品を貸し出した後、利用者からの貸出依頼理由に虚偽または補償対象外の理由と判断された場合並びに期間の延長手続きなしに貸出期間（本項3号）を超えて利用した場合については、表1に基づく金額を当社が利用者に損害を請求できるものとし、損害請求金額を利用者に通知した上で当社は、第7条で利用者が支払いをしたクレジットカードにて当社が引落処理をできることとする。なお、クレジットカードの有効期限等のなんらかの理由により支払の処理が完了しなかった場合は、当社が別途定める支払期日までに、クレジットカードにて支払うものとする。支払い方法を請求書に基づく銀行振込を希望する場合は、事前に協議を要するものとし、発行手数料として1万円（税抜）を加算し精算するものとする（振込手数料は利用者負担）。
- ⑧当社の代替製品において利用者が事故に伴い修理が必要になった場合は本条を準用する。ただし、別に定める条件がある場合は本条に優先して適用する。
- ⑨代替製品について、利用者は次の（i）～（ix）の義務を負うこととする。

- (i) 代替品を善良なる管理者の注意をもって使用し、管理する。
- (ii) 代替製品を事前に当社の許可なく第三者に譲渡、転貸又は担保に供することはできない。
- (iii) 代替製品の使用状況、管理状況を検査する目的で、当社が使用場所に立ち入ることを許諾する。立ち入りの日時等は事前に利用者と調整し決定するものとし、立ち入りに際して第三者の許可等が必要な場合は利用者が事前に許諾を得るものとする。
- (iv) 代替製品が正常に稼働するよう使用方法や法令対応を遵守し、安全に利用するための環境整備等の責任を負うこととする。
- (v) 代替製品が盗難または滅失した場合および返却に応じない場合、利用者は当社に対して、代替製品の販売価格相当額を支払うこととする。
- (vi) 次に掲げる禁止事項に該当する行為（ただし、当社に事前に承諾を得た場合除く）。
 - ・代替製品に新たに装置・部品・付属品などを付着させること、また既に付着しているものを取り外すこと
 - ・代替製品の改造、または性能・機能を変更すること
 - ・代替製品の本来の用途以外に使用すること
- (vii) 第12条（補償の制限）に定める制限回数で2回目の事故時に補償提供した代替機の修理が必要になった場合、修理に伴う損害額を利用者が負担すること
- (ix) 代替製品の返却前と返却後で損傷または部品の紛失が発生した場合、⑧の適用または実績での損害補償で利用者は責務を追わなければならない

【表1】代替機に伴う損害

損害条件	損害金（税抜）
虚偽報告または補償対象外による代替機の貸出	10万円
貸出期間の延長（当社が許諾していない延長）	2万円/日+2万円（返却分送料）

(2) 補償対象製品等の修理サポート

①補償対象製品または前項にて貸出した製品の事故に伴う修理が必要になった場合において、利用者が修理を希望する場合には、新品の部品または性能において新品と同等の部品を使用して、不具合品の修理または当該対象ハードウェア（バッテリー含む）を交換用製品との交換を行う。プロペラのみ損壊や故障の場合の修理交換は、本サポートの適用外とする。なお、利用者の業務や損害を補償するものではない。

②利用者が修理を希望した場合、利用者は、第7条に定めるご利用料金とは別に1回の修理あたり10万円（税抜）及び本業務を行う上で負担した送料を実績金額関わらず片道輸送毎に入庫対応費を含め機体一式は2万円（税抜）、それ以外の製品（粒剤散布装置、液剤散布装置、バッテリー）は3,500円を第7条で利用者が支払いをしたクレジットカードにて当社が引落処理できることを承諾する。また、当社の試算において修理にかかる費用が10万円（税抜）以下となる場合も、利用者に電子メール等で請求金額を提示し、同様の引落処理を行うことを承諾する。なお、クレジットカードの有効期限等のなんらかの理由により支払の処理が完了しなかった場合は、当社が別途定める支払期日までに、クレジットカードにて支払うものとする。支払い方法を請求書に基づく銀行振

込を希望する場合は、事前に協議を要するものとし、請求書発行手数料1万円（税抜）を加算し精算とする（振込手数料は利用者負担）。

(3) 補償対象製品等に代わる製品交換

①補償対象製品または（1）にて貸出した製品の修理サポート利用時において、第11条（補償の申込方法）で提出された修理見積費用（送料を除く）で別表2に記載の基準額以上となる場合には、製品交換を行うものとする。また、本条（2）（3）の補償適用完了までの時間を考慮し、修理見積費用（送料を除く）が別表2の金額未満であっても製品交換を行う場合があり、利用者はそれを許諾するものとする。なお、当社は利用者の業務や損害を補償するものではない。

②本サービスにより提供される交換製品は、新品ではなく甲が動作確認をした良品とする。但し、当社の判断により、新品での交換を実施する場合がある。

③当社が本サービス提供時に登録対象商品の製造終了またはその他の理由により同一製品の交換機を準備できない場合、当社は後継製品や同等機能以上の製品または利用者が認めた製品をもって製品交換を行うものとする。この場合、当社は利用者事前に通知するものとする。

④製品交換が実施された場合は、交換後の当該製品を補償対象製品として契約条件が更新されるものとみなす。

⑤補償対象製品に代わる製品交換が発生した場合、利用者は、第7条に定めるご利用料金とは別に1回の交換（1事故に対する製品交換一式）あたり10万円（税抜）及び本業務を行う上で負担した送料を実績金額に関わらず片道輸送毎に入出庫対応費を含め機体一式は2万円（税抜）、それ以外の製品（粒剤散布装置、液剤散布装置、バッテリー）は3,500円を第7条で利用者が支払いをしたクレジットカードにて当社が引落処理をできることとする。クレジットカードの有効期限等のなんらかの理由により支払の処理が完了しなかった場合は、当社が別途定める支払期日までに、クレジットカードにて支払うものとする。支払い方法を請求書に基づく銀行振込を希望する場合は、双方協議の上可能とする。但し、請求書発行手数料1万円（税抜）を加算して精算する（振込手数料は利用者負担）。なお、（2）を併せて利用している場合は、10万円（税抜）を加算するものではなく一律10万円（税抜）とする。

2. 当社は、次のいずれかの事由に該当するときは、あらかじめ当社が適当と判断する方法により利用者へ通知し、または周知することにより、本サービスまたは本規約の内容の一部もしくは全部を変更できるものとする。この場合、変更日以降は変更後の本規約が適用されるものとする。

(1) 本規約の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき。

(2) 本規約の変更が、サービス利用契約を締結した目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

第3条（サービス適用条件）

本サービスを利用する場合、利用者は次の条件を満たしている必要があり、条件を満たしていない場合または当社が満たしていないと判断した場合は本サービスを利用することができないものとする。

(1) 補償対象製品（粒剤散布装置除く）の定期点検を認定整備工場にて年に1度以上受けており、それを証明できる書類を提出できること

(2) 別途当社がホームページ上にて掲示するアフターサービス規定に定める各部品の推奨交換時間に応じて整備、修理を認定整備工場にて受けており、それを証明できる書類を提出できること

(3) 当社が認定する講習団体でE.R.T.S.産業用無人航空機操縦技能認定資格を取得し、製品の取扱説明書等に記載の内容を遵守の上利用していること

(4) 第2条(2)または(3)の補償を適用する場合は、補償対象製品を買受けた販売店または当社が指定する会社から以下を入手し当社へ提出すること

(i) 事故発生前及び発生時のフライトログ等

(ii) 初期解析結果書

(iii) 修理をする際の見積書(補償対象製品を買受けた販売店または当社が指定する会社が利用者宛に発行したものの)

第4条(申込方法)

本サービスの利用申込は、本規約に承諾のうえ、当社が別途定める方法に従い当社に対し行う必要がある。

2. 申込条件は以下とする。

(1) 本サービスの対象製品を当社から利用者が買い受けている場合は、対象製品の買受時に発行している当社からの請求書発行日より起算して30日以内に、申込者が本サービスの申込が完了していること

(2) 当社が許諾または指定する本サービス対象製品の販売代理店から本サービス対象製品を買受けている場合は、①販売代理店が当社から本サービス対象製品を買受けて、当社が販売代理店へ発行した請求書の発行日より起算して30日以内に申込者が本サービスの申込が完了していること、または、②利用者が販売代理店から本サービスの対象製品を買受けた日を別に証明し、当社が当該日付を承諾した場合に、当該対象製品の購入日より起算して30日以内に申込者が本サービスの申込が完了していること

(3) 申込者は、次のいずれかに該当する場合には、申込条件を満たしているときであっても、当社は本サービスへの利用申込を受け付けない場合があることを承諾する。

①登録予定製品のシリアル番号が重複している場合

②当社または当社が許諾または指定する本サービス対象製品の販売代理店から買受されていない場合

③過去に本規約や本サービス対象製品の注文条件に違反したことがある場合

④その他当社が不適切と判断した場合

3. 当社は、申込者より本サービスの利用申込の受付を完了した場合、当社が定める基準に従いお申込み内容を審査する。審査条件に適合すると判断した場合、申込者に対してその旨を通知し第7条に定める費用の支払い完了によって、当社との間に本サービスの利用契約が成立するものとする。

第5条(補償対象製品)

利用者が本サービスの利用申込時に当社が定める方法に従い、本サービスの適用を受けるためにシリアル登録した製品(別表1 登録可能製品)のことをいう。

2 利用者は、当社が補償対象製品の追加または変更に応じないことを承諾する。

なお、当社は補償対象製品を当社が交換した場合においては変更を認める場合がある。この場合における変更手続

は、当社が定める方法に従い利用者が行うものとする。

第6条（変更事項の届出）

利用者は、申込書記載の内容に変更が生じた場合は、当社が別途定める方法に従い、速やかにその変更を申し出るものとする。

第7条（ご利用料金）

1. 契約あたりのサービス利用料金は20万円/年（税抜）とする。なお、契約単位は、第5条に定める機体1台につき1契約とする。

2. 当社が適当と判断する方法により、事前に利用者に通知または周知することにより、前項に定めるご利用料金の一部または全部を変更することができるものとする。この場合、変更日以降（月額料金については変更日が属する月以降とする）は変更後のご利用料金が適用されるものとする。

第8条（支払遅延利息）

利用者が支払いを怠ったときは、支払期日の翌日からその完済に至るまで、支払うべき金額に年14.6%（日割り計算による）を乗じた遅延損害金を支払うものとする。

第9条（利用料金の精算方法）

本サービスの提供が認められた場合、利用者は、第7条に定めるご利用料金を当社が別途定める支払期日までに、クレジットカードにて支払うものとする。なお、支払い方法を請求書に基づく銀行振込を希望する場合は、双方協議の上可能とする。但し、請求書発行手数料1万円（税抜）を加算し精算とする（振込手数料は利用者負担）。

2. 第10条2項により契約が更新される場合、原契約の利用料金で支払いをしたクレジットカードにて契約終了月の前月いずれかの日に引落処理をできることとする。なお、クレジットカードの有効期限等のなんらかの理由により支払の処理が完了しなかった場合は、当社が別途定める支払期日までに、クレジットカードにて支払うものとする。なお、支払い方法を請求書に基づく銀行振込を希望する場合は、双方協議の上可能とする。但し、請求書発行手数料1万円（税抜）を加算し精算とする（振込手数料は利用者負担）。

第10条（サービス契約期間）

サービス契約期間は、第4条3項に基づき契約が成立した日または別に当社から通知した契約開始日がある場合は通知した開始日より起算して1年間とする。なお、契約開始日に疑義がある場合は、利用者から当社へ申し立てを行うこととする。

2. 前項の期間が満了する日の90日前までに、利用者から本サービスの解約手続きが行われなかった場合、本サービスは従前と同一の条件で、さらに1年間更新されるものとする。

3. 本サービスに基づく補償は、サービス提供日以降の日、かつ3月1日から11月30日までの期間に発生した事故に限定して適用されるものとし、12月1日から翌2月末日までの期間に発生した事故は、契約期間内であっても補償の対象外とする。

第11条（補償の申込方法）

本サービスの補償を利用者が希望する場合は、当社が当社のホームページで別途定める方法に従い申請を行うこととする。

2.前項にて利用者が申請した内容に対して、当社が審査を行った上で補償適用を判断するものとし、必ずしも利用者の申請どおりに補償がなされることを保証するものではない。

第12条（補償の制限）

事故に伴い第2条（1）～（3）が必要になった場合、1事故に対するサービス提供は第2条（1）（2）及び粒剤散布装置、液剤散布装置、バッテリーに対する（3）の補償は1回、第2条（3）の機体の補償は2回として、サービス契約期間の内2回を上限として補償する。なお、第2条（1）（2）及び（3）についてはそれぞれ1事故に対して別の日時で第2条（1）～（3）の補償を提供した場合は、機体に対して第2条（3）の補償の提供が発生していれば2回として取り扱い、それ以外はいずれの組み合わせであっても1回として取り扱う。ただし、補償適用は上限2回を上回る補償はできないものとし、上限に至っていない状況（残数1回）での第2条（2）の部分的な補償適用もしないものとする。

2.本サービス利用の申込後、当社が利用者に連絡を行ったにもかかわらず、利用者との連絡が1か月以上取れなかった場合はサービス提供1回分を消費するものとして取り扱う。

3.契約期間が更新された場合、補償の適用回数について前2項を準用する。なお、契約更新後に更新前に発生した事故についてサービスを提供する場合は、更新前の期間におけるサービス提供1回分として取り扱う。

第13条（免責事項）

以下のいずれかに該当する場合は、本サービスの適用対象外とし、当社は第2条に定める補償内容を提供しないものとする。

- （1） 利用者の故意・重過失による事故
- （2） 利用者の故意または重過失による故障・不具合、当該故障・不具合に起因する事故
- （3） 経年劣化による故障・不具合、当該故障・不具合に起因する事故
- （4） 補償対象製品以外の製品で発生した事故
- （5） 戦争（宣戦の有無を問いません。）、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議・天災地変（地震、噴火、洪水、津波または高潮）等、当社の責にも帰することができない原因により発生した事故
- （6） 補償対象製品の盗難または紛失
- （7） 補償対象製品に対する外観上の損傷（キズや凹みで補償対象製品の機能に特段に影響を与えないもの等）
- （8） 補償対象製品である機体のプロペラ単体やバッテリー単体の損壊や故障・経年劣化
- （9） 無謀行為、乱用行為、故意や意図的な行為、または通常ではない方法や当社が意図していない方法による対象製品の使用

第14条（補償対象外）

利用者は、当社が本サービスに関して以下の対応を行うものではないことを承諾する。

- (1) 利用者が買受けた販売代理店との調整対応
- (2) 第2条(2)または(3)で発生した輸送に伴う費用負担
- (3) 補償対象製品以外の製品の補償
- (4) シリアル番号が改変、汚損、または除去されている製品、または当社の書面による許可なく機能もしくは性能を変更するために改造された製品の補償
- (5) 当社または当社が許諾や指定する本サービス対象製品の販売代理店以外の者が販売・交換・修理・解体等を行った製品で、販売会社の確認を得ていない製品の補償
- (6) 補償対象製品に対する予防保守（定期点検等を含む）
- (7) 日本国外における事故・不具合等への対応、および日本国外への発送、電話等の連絡対応
- (8) 利用者が補償対象製品の解体や修理等を実施した場合（ただし、当社が許諾した場合を除く）の補償
- (9) 利用者自身が金銭的利益を得る商業的な目的のために本サービスを利用する場合の補償
- (10) 補償対象製品や代替製品に新たに装置・部品・付属品などを付着させる、または既に付着しているものを取り外し、当社が意図しない運用をしている場合の補償
- (11) 本条(7)により当社が本サービスの適用を認めた場合における改造部品等（利用者が買受けた販売代理店による改造を含むが、これらに限定されるものではない）の費用負担
- (12) 本サービス利用料の支払いがない時点での補償
- (13) 当社が定めるもしくは要求した手続きを完了していない時点での補償
- (14) 当社が定める手続きや書類以外の対応
- (15) 事故発生日より起算して60日以上経過している補償対象製品等の補償
- (16) 契約期間終了後かつ契約更新が発生していない場合の申込受付
- (17) 対象製品内に保存されている電子データの損失、破損、アクセス不能、または操作不能の復旧

第15条（契約解除等）

当社は、利用者が次のいずれかに該当した場合、当該時点をもって、利用者と当社との間のサービス利用契約を解除し、当社は利用者への本サービスの提供を終了する。

2. 当社は、第2条（禁止事項）および第2条（サービス概要）の禁止事項に基づき、利用者が違反した場合。なお、申込時に受領した本サービス利用料金は一切返金しないものとする。
3. 利用者が補償対象製品を全て廃棄した場合。利用者は当社に速やかにその旨申し出る。当該申し出により当社は利用者への本サービスの提供を終了する。
4. 利用者は本サービスの提供期間中に中途解約する場合は、解約希望日の1ヶ月前までに利用者から当社指定の様式で通知するものとする。ただし、申込時に受領した本サービス利用料金は一切返金しないものとする。なお、サービス契約期間開始日より起算して30日以内の場合の解約時に本サービスの補償が一度も提供されていない場合においては本サービスの利用料金を全額返金とする。（返金時の振込手数料は利用者負担）
5. 当社の事情により、本サービスの契約更新ができない場合があることについて、利用者は予め了承するものとする。その場合、当社から契約満了の1か月前までに通知するものとする。

第16条（本サービスの停止）

当社は、当社が適当と判断する方法により利用者にメールで通知し、または社外ホームページにおいて周知することにより、本サービスの提供を一時的に停止することができるものとする。

2.当社は、本サービスの提供に関するシステム上の故障、天災地変その他やむを得ない事由により、利用者に事前に通知し、または周知することなく、一時的に本サービスの提供を停止する場合がある。

第17条（本サービスの終了）

当社は、当社が適当と判断する方法によりサービス終了日の30日前までに利用者にメールで周知し、または社外ホームページにおいて通知することにより、本サービスの提供を終了することができるものとする。

第18条（責任制限事項）

本サービスの提供または本サービスを利用できないことに関連して、当社が負担する責任は、第2条に定める補償内容の提供に限るものとし、当社は利用者に生じた損害について賠償責任を負わないものとする。但し、当社の故意または重大な過失に起因して利用者に損害が生じた場合はこの限りではない。

第19条（一般条項）

(1)当社は、当社の義務の履行を第三者に請け負わせる、または委任することができるものとする。

(2)当社は、当社の責に帰すことのできない事由または当社が合理的な管理責任を果たしたにもかかわらず発生した事由による本サービスの不履行または履行遅滞に関して責任を負わないものとする。

(3)本サービスは、日本国内においてのみ提供され、効力を有する。

(4)当社は、その義務の履行に際し、当社による顧客対応の品質向上を目的に、申込者および利用者当社との通話の一部またはすべてを録音することがある。

(5)利用者は、本サービスにおいて当社に開示される情報またはデータの一切が、利用者にとって機密または専有の情報でないことに同意するものとします。また、利用者は、当社がいかなるサービスを提供する際にも、当社が利用者にかわってデータを収集および処理できることに同意する

第20条（違約金）

本サービスの代替製品の貸出を行った場合において、利用者が代替製品を返送できない場合には、利用者は以下を損害賠償と別に当社に支払いをしなければならない。

(1) 第2条第1項に違反し、当社の期限内に返却されなかった場合は表1 代替機に伴う損害に基づく額

(2) 第2条第2項適用時の補償対象製品の返送が困難な場合は10万円

(3) 第22条（禁止事項）に違反して補償を申し込まれた場合は20万円

2. 当社は、利用者にお支払いいただいたご利用料金及び違約金については、いかなる事由であっても返金に応じないものとします。

第21条（補償内容の中止）

利用者は、第2条のサービス利用申し込みを行った場合であっても、当社が認めた補償に対して補償内容の中止を申し立てることができ、当社が認めた場合においては補償提供の中止をすることができる。但し、代替機の提供については当社が利用者に対して発送を完了した時点をもって、第2条に定める補償を実施したものとみなす。また補償提供中における中止は、提供にかかった費用を当社は請求できるものとする。

第22条（禁止事項）

利用者は、本サービスの利用にあたり以下の行為を行わないものとする。

- (1) 本サービスのご利用にあたり、虚偽の登録、届出を行う行為
- (2) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
- (3) 本サービスを不正の目的をもって利用する行為
- (4) サービス利用契約により生じた権利もしくは義務またはサービス利用契約に関する契約上の地位を、当社の承諾なく第三者に譲渡もしくは承継する行為
- (5) 当社もしくは第三者の知的財産権、所有権、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (6) 第三者のプライバシーを侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (7) 当社もしくは第三者を誹謗中傷し、名誉もしくは信用を毀損する行為、またはそのおそれのある行為
- (8) 他の利用者による本サービスの利用を妨害する行為
- (9) 当社の営業活動を妨害する行為、またはそのおそれのある行為
- (10) 当社または第三者に不利益もしくは損害を与える行為、またはそのおそれのある行為
- (11) 犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為
- (12) 法令、公序良俗、本規約もしくは約款等に違反する行為、またはそのおそれのある行為

第23条（合意管轄）

利用者と当社との間でサービス利用契約に関連して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第24条（完全合意）

本規約は、利用者が当社との間でサービス利用契約を締結された日における利用者と当社との合意を規定したものであり、サービス利用契約締結以前に利用者と当社との間でなされた合意事項等と本規約の内容とが相違する場合は、本規約が優先するものとする。

第25条（債権の譲渡等）

利用者（当社が指定する利用者を除きます）は、当社が本サービスのご利用料金および第20条に定める違約金の債権を、当社が定める第三者（以下「請求事業者」という）に譲渡することを承認する。この場合において、当社および請求事業者は、利用者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略する。

第26条（個人情報及びデータの取扱い）

本サービスの利用に際し、当社が利用者から受領する情報、データおよび画像等に関する利用条件、権利・義務等を明確に規定することをその目的とします。なお、当該データ等のうち、個人情報に該当するものについては、当社の個人情報保護方針（<https://www.nttedt.co.jp/privacypolicy>）及び個人情報保護法に基づき、利用者の個人情報を適切に取扱う。

2.当社は、下記で定める利用目的のために、本サービスの利用に伴い当社が入手する表4「データおよび利用権限」に記載の「データ（当初データ・稼働データ）」のうち、個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む））に該当する情報を取得・利用等し、個人情報の保護に関する法律を遵守のうえこれを安全に管理するものとし、利用者はあらかじめこれに同意するものとする。

①利用目的：

- a)当社の個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内記載の利用目的のため
- b)当社が利用者に対して本サービスを提供するため、および本サービスの改良・開発をするため
- c)当社から、お買い得情報、セール・行事、新商品および農機メンテナンス提案等のご案内、広告等のため
- d)当社が統計データとして行う情報の収集および市場動向分析等のため
- e)本サービスに関する利用者との連絡のため

利用者に対する本サービスの提供及び当社販売製品の改良・開発

- ②IoT製品を含む製品開発、サービスの提供および事業展開
- ③利用者による利用製品の稼働状況のご案内、メンテナンスの案内およびメンテナンスへの活用
- ④本サービスや利用製品の利用実態、利用製品目的から取得されたデータ等について、統計的分析および市場動向分析の実施
- ⑤お買い得情報、セール・行事、新商品のご案内、広告等の実施
- ⑥本サービスに関する利用者との連絡
- ⑦その他、農業またはこれに関連する事業全体の発展に寄与する研究開発および実証実験、利用者が運営する農業関連事業の生産性向上のための分析等

3.当社は、本サービスの利用に伴い当社が入手する表4「データおよび利用権限」に記載のデータ及び個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む））を、以下に規定された第三者に対し提供できるものとし、利用者はあらかじめこれに同意するものとする。

4. 当社または以下に規定された第三者は、本規約に定める利用権限を超えて、当初データを利用および処分等しない。

[東日本電信電話株式会社のグループ会社]

- ・株式会社NTT東日本 - 南関東
- ・株式会社NTT東日本 - 関信越
- ・株式会社NTT東日本 - 東北

- ・株式会社NTT東日本・北海道
- ・株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー

4.当社は従うべき法的義務のために必要がある場合は、前項の規定に関わらず利用者の情報を開示することがあり、利用者はあらかじめこれに同意するものとする。

第27条（データの取得）

当社は、表3「データ取得方法」に記載されたデータやその他利用者との間で合意した方法により、データを取得するものとし、偽りその他不正な手段によりデータを取得しないものとする。

第28条（データ（当初データ・稼働データ）の利用者の利用権限）

1.利用者は、表4 データおよび利用権限に示すように、自己が提供した当初データを、自己利用し、また、第三者に開示、譲渡および利用許諾等することができるものとする。ただし、利用者は、当社の事前同意無くして、データの内容の訂正、追加、削除、加工、改変等及び、第三者（ITベンダーを含む）に開示、譲渡および利用許諾等する権限を有しないものとする。

2.利用者が、前項に基づき、自己が提供したデータ（当初データ・稼働データ）の利用（第三者への開示・譲渡または利用許諾を含む）等を望む場合には、別途当社で定める申込書式に必要事項を記入の上、当社に申請をするものとする。当社は、その利用が利用権限を逸脱している、または当社（東日本電信電話株式会社の連結子会社および株式会社NTT e-Drone Technologyへの出資会社を含む）の営業秘密等を侵害する等の特段の事情（専ら内部的に品質保持や修理を行うための専門的な技術データで提供がむしろ混乱を与える場合を含む）がない限り、当該利用者に対して、申請されたデータ（当初データ・稼働データ）を提供しなければならないものとする。ただし、利用者に対するデータ（当初データ・稼働データ）の提供に費用を要する場合には、当社は別途定める手数料を利用者に請求することができるものとする。

3.利用者は、本規約に定める利用権限を超えて、データ（当初データ・稼働データ）を利用および処分等してはならないものとする。

4.データ（当初データ・稼働データ）に関して利用者が創出した知的財産権（データベースの著作物に関する権利を含むが、これらに限らない）がある場合には、当該知的財産権は当該利用者に帰属するものとする。ただし、データ（当初データ・稼働データ）のうち、当社および第三者に知的財産権が帰属するものはこの限りではないものとする。

第29条（派生データの利用権限）

1.本規約で別段の規定がある場合および当事者間で別途合意をした場合を除き、派生データの利用権限は当社のみが有するものとする。

2.当社は、利用者に対し、本契約期間中、無償で当該利用者が提供したデータ（当初データ・稼働データ）に基づく派生データを自己利用することを許諾するものとします。この場合、利用者は、当社の事前同意無くして、派生データの内容の訂正、追加、削除、加工、改変等及び、第三者（ITベンダーを含む）に開示、譲渡および利用許諾等する権限を有しないものとする。

3.利用者が派生データの利用を望む場合、別途定められた申込書式に必要事項を記載し、当社に申請をするものとする。当社は、その利用が利用権限を逸脱している、または当社（東日本電信電話株式会社の連結子会社および株式会社NTT e-Drone Technologyへの出資会社を含む）の営業秘密等を侵害する等の特段の事情(専ら内部的に品質保持や修理を行うための専門的な技術データで提供がむしろ混乱を与える場合を含む)がない限り、利用者に対して、申請された派生データを提供しなければならないものとする。ただし、利用者に対する派生データの提供に費用を要する場合には、当社は別途定める手数料を利用者に請求することができるものとする。

4.派生データの創出及びその利用に関して生じた知的財産権は、当社のみにも帰属するものとする。

5.前項に関わらず、当事者間で別途書面による合意をすることで、派生データの利用に基づき生じた知的財産権を利用者と当社の共有とすることができるものとする。

6.前2項の規定は、データ（当初データ・稼働データ）または派生データに関する知的財産権が第三者に帰属する場合には適用がないものとする。

第30条（データ（当初データ・稼働データ）および派生データの非保証）

1.利用者および当社は、それぞれ相手方に対し、相手方に対して提供するデータ（当初データ・稼働データ）または派生データ（以下「相手方提供データ」という。）の正確性、完全性、安全性、有効性（各利用目的への適合性）および相手方提供データが第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないことをいずれも保証しないものとする。

2.利用者および当社は、それぞれ相手方に対し、創出または提供を予定していた相手方提供データが必ず創出または提供されること、相手方提供データがそれぞれ相手方に継続的に提供されることをいずれも保証するものではないものとする。

第31条（利用権限の配分に対する対価）

利用者および当社は、第26条（個人情報及びデータの取扱い）乃至第29条（派生データの利用権限）により、相手方にデータ（当初データ・稼働データ）および派生データの利用権限を配分することにつき、相手方に対して、譲渡費用、利用許諾に対する対価その他の対価を請求する権利を有しないものとする。

第32条（利用状況の報告）

1.利用者は、当社に対し、当社によるデータ（当初データ・稼働データ）の利用が本規約の条件に適合している否かを検証するために必要な利用状況の報告を求めることができるものとする。

2.当社は、利用者に対し、利用者による派生データの利用が本規約の条件に適合している否かを検証するために必要な利用状況の報告を求めることができるものとする。

3.利用者は、第1項または前項に規定された報告に加え、より詳細な報告を求めるとき、株式会社NTT e-Drone Technologyに対して問い合わせをすることができるものとする。

会社名：株式会社NTT e-Drone Technology

電話番号：048-485-9437

受付時間は、月曜日から金曜日（祝日と当社指定の休業日を除く）9:00-17:00(12:00-13:00を除く)とする。

・都合により休業する場合がある。

- ・受付時間を予告なく変更する事がある。

第33条（相手方受領データの管理）

- 1.利用者および当社は、相手方から受領するデータ（以下「相手方受領データ」という。）を他の情報またはデータと明確に区別し、自己のものを管理するのと同じの注意義務をもって管理・保管しなければならないものとする。
- 2.利用者は、相手方受領データの管理状況について合理的な疑義が生じた場合には、当社に対していつでも書面による報告を求めることができるものとする。この場合において、相手方受領データの漏えいまたは喪失のおそれがあると利用者が判断した場合、利用者は、当社に対してデータ（当初データ・稼働データ）の管理方法・保管方法の是正を求めることができるものとする。
- 3.前項の報告または是正の要求がなされた場合、その要求を受けた当社は速やかにこれに応じなければならないものとする。
- 4.利用者および当社は、相手方受領データを第三者に提供または開示する場合には、当該第三者との間で適切な秘密保持契約を締結するなどして、当該第三者に対し、相手方受領データに関する適切な秘密保持と保管を履行させなければならないものとする。

第34条（データ漏えい等の場合の対応及び責任）

- 1.当社は、データ（当初データ・稼働データ）の漏えい、喪失、表4 データおよび利用権限 に規定された利用権限を超えるデータ（当初データ・稼働データ）の利用等の本規約に違反するデータ（当初データ・稼働データ）の利用（以下「データ（当初データ・稼働データ）の漏えい等」という）を発見した場合、またはデータ（当初データ・稼働データ）の漏えい等が合理的に疑われる場合、直ちに利用者にもその旨を通知しなければならないものとする。
- 2.当社は、派生データの漏えいまたは喪失（以下「派生データの漏えい等」という）を発見した場合、または派生データの漏えい等が合理的に疑われる場合、直ちに利用者にもその旨を通知しなければならないものとする。
- 3.当社から派生データを受領した利用者が、派生データの漏えい等が発見した場合、または派生データの漏えい等が合理的に疑われる場合、直ちに当社にもその旨を通知しなければならないものとする。
- 4.本条第1項または第2項に該当する場合、当社は、自己の費用と責任において、データ（当初データ・稼働データ）の漏えい等または派生データの漏えい等の事実の有無を確認し、データ（当初データ・稼働データ）の漏えい等または派生データの漏えい等の事実が確認できた場合は、その原因を調査し、再発防止策について検討しその内容を利用者にも報告しなければならないものとする。
- 5.漏えいまたは喪失（以下これらを総称して「漏えい等」という）が発生し、または漏えい等が発生した可能性のあるデータ（当初データ・稼働データ）または派生データに個人データが含まれている場合には、漏えい等を生じさせた利用者または当社は、直ちに相手方に対しその旨連絡するものとする。
- 6.利用者および当社は、相手方提供データに、第三者の知的財産権の対象となるデータが含まれる等、相手方の利用につき制限があり得ることが判明した場合には、速やかに相手方に対してその旨を通知した上、相手方と協議および協力して、当該第三者の許諾を得ることまたは問題とされているデータを除去する措置を講じること等により、相手方が相手方提供データの利用権限を行使できるよう努めるものとする。
- 7.利用者は、当社が管理するシステムの保守・点検、ウィルスの感染、ハッキング、コンピュータのバグ、設備または

通信サービスの不備または停止、停電、誤操作、クラウドサービス等の外部サービスの提供の停止または緊急メンテナンス、その他当社のコントロールの及ばない事象によりデータ（当初データ・稼働データ）等または派生データが喪失または毀損され、あるいは意図しない第三者に開示、漏えいされる可能性があることを認識し、それらにより自らまたは第三者に損害が発生した場合であっても、当社に対していかなる損害賠償をも請求しないものとする。ただし、本条項は、データ漏えい等が発生したシステムを管理する当社が、漏えい等が発覚したまたは漏えい等が合理的に疑われるデータ（当初データ・稼働データ）および派生データ等を管理するシステムに関し、我が国において、それと同種同等のシステムで通常利用されるのと同種同等のセキュリティおよびバックアップ体制を備えていた場合（当社が、自ら管理するシステムの全部または一部の運営・管理を第三者に委託していた場合や第三者のサービスを利用していた場合には、当該第三者に対する適切な監督を行っていたことを含む。）に適用されるものとする。

8.当社は、利用者が管理するシステムの保守・点検、ウィルスの感染、ハッキング、コンピュータのバグ、設備または通信サービスの不備または停止、停電、誤操作、クラウドサービス等の外部サービスの提供の停止または緊急メンテナンス、その他当社のコントロールの及ばない事象により派生データが喪失または毀損され、あるいは意図しない第三者に開示、漏えいされる可能性があることを認識し、それらにより自らまたは第三者に損害が発生した場合であっても、利用者に対していかなる損害賠償をも請求しないものとする。

第35条（責任の制限等）

1.利用者は、当社によるデータ（当初データ・稼働データ）の利用に関連する、またはデータ（当初データ・稼働データ）の当社の利用に基づき生じた発明、考案、創作および営業秘密等に関する知的財産権の当社による利用に関連する一切の請求、損失、損害または費用（合理的な弁護士費用を含み、特許権侵害、意匠権侵害、その他これらに類する侵害を含むがこれに限らない）に関し責任を負わないものとする。

2.当社は、当社によるデータ（当初データ・稼働データ）の利用に起因または関連して第三者との間で紛争、クレームまたは請求（以下「紛争等」という）が生じた場合、自己の責任および費用負担において、当該紛争等を解決する。利用者は、当該紛争等に合理的な範囲で協力するものとする。

3.当社は、前項に定める紛争等に起因または関連して利用者が損害、損失または費用（合理的な弁護士費用を含み、以下「損害等」という）を被った場合（ただし、当該紛争等が利用者の帰責事由に基づく場合を除く）、利用者に対して、当該損害等を填補するものとする。但し、当社が負担する当該損害等の補填額は、本サービスの利用に基づき利用者から受領した本サービス費用のうち100,000円をもって上限とする。

第36条（秘密保持義務）

1.利用者および当社は、本契約を通じて知り得た、相手方（以下「開示者」という。）が開示にあたり、書面・口頭・その他の方法を問わず、秘密情報であることを表明した上で開示した情報（以下「秘密情報」という。ただし、相手方受領データは本条における「秘密情報」には含まれない。）を、厳に秘密として保持し、開示者の書面による事前の承諾なしに第三者に開示、提供、漏えいし、また、秘密情報を本契約に基づく権利の行使または義務の履行以外の目的で利用してはならないものとします。ただし、法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合または個人情報保護委員会に対して漏えい等を報告するにあたって個人情報保護委員会から開示を求められた秘密情報については、秘密情報の開示を受けた当事者（以下「被開示者」という。）は、その請求に応じる限りにおいて、開示者への速やか

な通知を行うことを条件として開示することができるものとする。

2.前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報にあたらぬものとする。

- ①開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
- ②秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
- ③開示の時点で公知の情報
- ④開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
- ⑤正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく開示された情報

3.被開示者は、本契約の履行のために必要な範囲内に限り、本条第1項に基づく秘密保持義務を遵守させることを前提に、自らの役職員または法律上守秘義務を負った自らの弁護士、会計士、税理士等に対して秘密情報を開示することができるものとする。なお、被開示者が当社であった場合、本契約の履行のために必要な範囲内に限り、本条第1項に基づく秘密保持義務を遵守させることを前提に、東日本電信電話株式会社の連結子会社および株式会社NTT e-Drone Technologyへの出資会社に対して秘密情報を開示することができるものとする。

4.本条に基づく義務は、本契約が終了した後も5年間存続するものとする。

第37条（データ（当初データ・稼働データ）・派生データの範囲の変更）

当社は、本契約締結時にはその創出、取得または収集を想定し得なかった、表3 データ取得方法 の記載内容に実質的な変更が生じるような新たなデータを創出、取得または収集することができることを知り、そのデータの利活用を求めるときは、本規約を修正することによって、利用者に対してその旨通知し、データ（当初データ・稼働データ）および派生データの範囲を変更することができるものとする。

表3 データ取得方法

	当初データ	稼働データ
データ取得方法	利用者が、本サービスや補償対象製品を利用する中で、パソコン、スマートフォンなどの情報機器を使用して入力することで取得	利用者が補償対象製品を使用等する中で、同機に搭載された機器（スマートフォン経由も含む）により、当社が取得または利用者や利用者が許諾する第三者から提出

表4 データおよび利用権限

データの種類	データ概要	取得対象期間	利用者の利用権限	当社等（※）の利用権限
当初データ	利用者が、本サービスや補償対象製品を利用する中で、パソコン、スマートフォンなどの情報機器を使用して入力することで取得された情報（利用者が本サービスを申込または補償適用された際に利用者が当初申告した情報及び製品に利用者自ら入力した情報等）	本サービスに関する契約期間中に取得されたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・自己利用することができる。 ・第三者への開示・譲渡・利用許諾することができる。 	<p>本目的の範囲内において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己利用することができる。 ・第三者への開示・譲渡・利用許諾することができる
稼働データ	利用者が補償対象製品を使用等する中で、同機に搭載された機器（スマートフォン経由も含む）により、当社が取得または利用者や利用者が許諾する第三者から提出された情報（製品等から取得できる製品の設定（フ		<ul style="list-style-type: none"> ・自己利用することができる（但し、無断改変等はできない）。 ・当社の事前承諾無くして、第三者（ITベンダーを含む）への開示・譲渡・利用許諾することはできない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己利用することができる。 ・第三者への開示・譲渡・利用許諾することができる

※東日本電信電話株式会社の連結子会社および株式会社 NTT e-Drone Technology のへ出資会社を含む

	ライトプラン等) や ログデータ (フライ トログ等)			
派生データ	当初データや稼働デ ータを当社や第26条 に記載された関連会 社によって加工 (AI 学習やAI加工を含 む) 等されたデータ	—	権限なし	・自己利用すること ができる。・第三 者への開示・譲渡・ 利用許諾することが できる

別表1 登録可能製品

カテゴリ	品名	1 契約あたりの対象数	備考
機体	AC101 connect	いずれか最大1台	液剤散布装置、プロボ 含む
	AC102		
粒剤散布装置	粒剤散布装置	最大1台	

別表2 製品交換基準額

カテゴリ	品名	修理費用（税込）	備考
機体	AC101 connect	7.4万円	
	AC102		
タンク類	粒剤散布装置または液剤散布装置	1.1万円	
バッテリー	バッテリー	1.2万円	